

平成22年12月24日

各 位

株式会社 紀陽銀行

「電手割引（でんてわりびき）サービス」の取扱開始について

株式会社紀陽銀行（頭取：片山 博臣）では、電子記録債権を保有する当行のお客様の資金調達ニーズにお応えするため、「電手割引サービス」の取扱を行っています。

1. 商品名称

「電手割引サービス」

2. 「電手割引サービス」の概要

日本電子債権機構株式会社（株式会社三菱東京UFJ銀行100%出資子会社 以下「JEMCO」）が取り扱う電子記録債権（※1）（＝電手（※2））のうち、一定要件を満たす債権を割引するサービスです。

本サービスにより、電手を保有する当行のお客様は期日前に資金化することが可能となります。

※1 「電子記録債権」は、「電子記録債権法」（平成20年12月施行）に基づき、中小企業の資金調達円滑化に資する事を主たる目的として創設された新しい金銭債権です。現行の手形債権とは異なり、電子的な記録で権利の内容が定められます。紙の手形を使用せず、権利の発生、譲渡等は電子債権記録機関に記録することで完結しますので、手形現物の管理コストや紛失等のリスクがなくなります。今後は、手形や期日振込等に変わる新たな決済手段として利用の拡大が見込まれています。

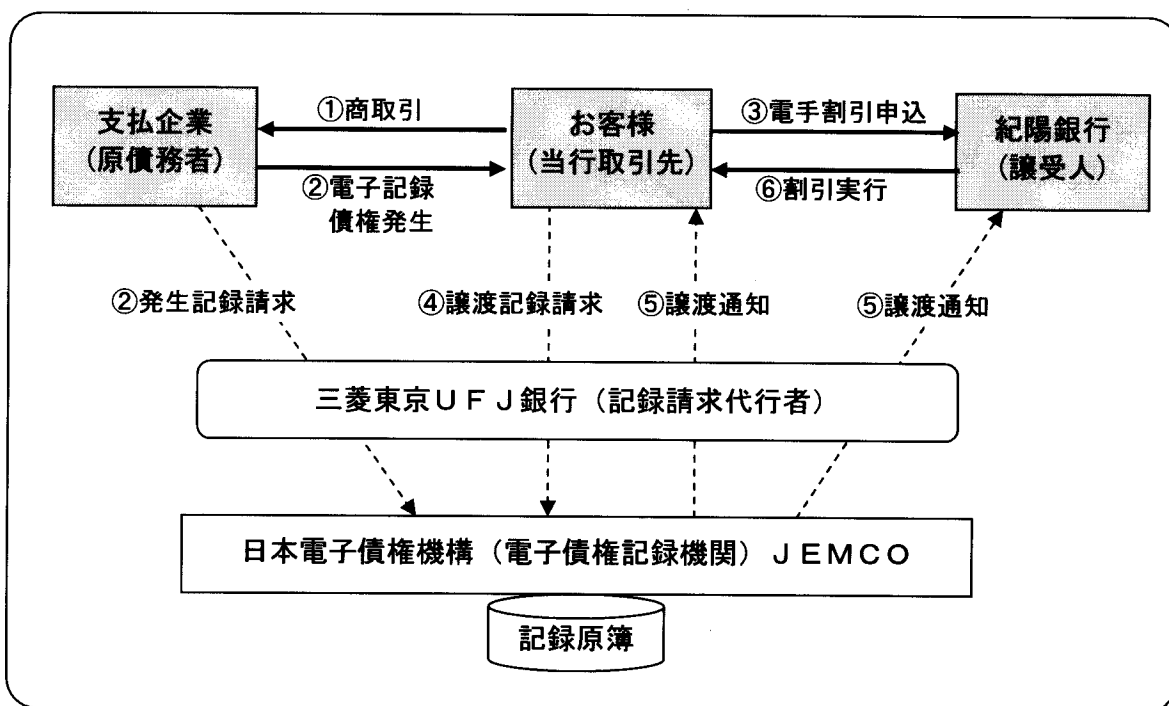
※2 「電手」は、「電子記録債権法」に基づき、JEMCOが平成21年8月に取り扱いを開始した、新しい電子記録債権決済サービスです。

※）「電手割引サービス」のスキームは、次ページをご参照ください。

3. 取扱開始日 平成22年12月15日（水）

4. 取扱店 全店

<電手割引サービスのスキーム>



- ①お客様（納入企業）は、支払企業に対して商品・サービスを提供します。
- ②支払企業は、お客様を債権者とする電子記録債権（＝電手）の発生を、記録請求代行者である三菱東京UFJ銀行を通じてJEMCOに記録請求します。
JEMCOの記録原簿への電子記録により、電手が発生します。
- ③お客様は、紀陽銀行に電手割引を申し込みます。
- ④お客様は、紀陽銀行を譲受人とする譲渡記録を記録請求代行者を通じてJEMCOに記録請求します。
- ⑤JEMCOの記録原簿への電子記録により、電手が紀陽銀行に譲渡されます。
- ⑥当行は、お客様に割引実行（割引代金のお支払い）を行います。
（所定の割引料と手数料がかかります）

以上